

介護福祉士修学資金・社会福祉士修学資金貸付事業 取扱要領

項目	内容												
1 貸付対象者の要件	<p>次の①から③までのいずれかに該当し、かつ、介護福祉士養成施設または社会福祉士養成施設（以下、「養成施設」という。）を卒業後に広島県において、実施要綱第12の1の(1)に規定する返還免除対象業務に従事しようとする人[※]を対象とします。</p> <p>① 原則として広島県に住民登録をしている</p> <p>② 広島県内の養成施設の学生である（新入学生に限る）</p> <p>③ 養成施設の学生となった年度の前年度に広島県に住民登録をしていた人であり、かつ、養成施設での修学のため転居をしている</p> <p>※ただし、働きながら通信課程等を受講する人も含まれます。</p> <p>※就労活動に制限がない在留資格（特別永住者、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者）を持つ外国籍の方も対象となります。</p> <p>※介護福祉士養成課程に修学する外国人留学生についても、対象とします（20項参照）。</p> <p>※生活費加算の対象者は、広島県内に住民票のある者とします。</p> <p>※広島県内の養成施設の学生を優先します。</p>												
2 他制度との併用	<p>高等職業訓練給付金等の国庫補助事業、本資金と同種の用途である貸付金や給付金を利用している人は貸付対象になりません。</p> <p>また、高等教育の修学支援新制度との併用については、高等教育の修学支援新制度が優先されます。なお、給付型奨学金の対象者は、生活費加算は利用できません。</p> <p>【本資金と併用できない制度等】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>他の都道府県が実施する介護福祉士修学資金等貸付、職業訓練（介護福祉士養成科コース）受講、高等職業訓練促進給付金、生活福祉資金、母子父子寡婦福祉資金、保育士修学資金、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金、児童養護施設退所者等に対する自立支援資金、その他本資金と用途目的が同種の給付及び貸付 等</p> </div>												
3 貸付額	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">資金種類</th> <th style="text-align: center;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 入学準備金</td> <td style="text-align: center;">200,000円以内</td> </tr> <tr> <td>② 学費（正規の修学期間を上限とする）</td> <td style="text-align: center;">50,000円以内（月額）</td> </tr> <tr> <td>③ 生活費加算</td> <td style="text-align: center;">年齢および居住地に対応する金額以内^{※1}</td> </tr> <tr> <td>④ 就職準備金^{※2}</td> <td style="text-align: center;">200,000円以内</td> </tr> <tr> <td>⑤ 国家試験受験対策費用^{※3}</td> <td style="text-align: center;">40,000円以内</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 ③の詳細は18項参照 ※2 ④は就業中の場合対象外 ※3 ⑤は介護福祉士課程に限ります</p>	資金種類	金 額	① 入学準備金	200,000円以内	② 学費（正規の修学期間を上限とする）	50,000円以内（月額）	③ 生活費加算	年齢および居住地に対応する金額以内 ^{※1}	④ 就職準備金 ^{※2}	200,000円以内	⑤ 国家試験受験対策費用 ^{※3}	40,000円以内
資金種類	金 額												
① 入学準備金	200,000円以内												
② 学費（正規の修学期間を上限とする）	50,000円以内（月額）												
③ 生活費加算	年齢および居住地に対応する金額以内 ^{※1}												
④ 就職準備金 ^{※2}	200,000円以内												
⑤ 国家試験受験対策費用 ^{※3}	40,000円以内												

項目	内容
4 貸付申請及び貸付決定	<p>次の①から⑩の申請書類に申請書類送付票を添えて提出後、審査し、貸付の可否を決定します。広島県社会福祉協議会（以下、本会）が書類一式を受理後、約1か月後に結果を書面で通知します。 ※外国人留学生（在留資格：留学）の取扱いについては20項を確認してください。</p> <p>① 借受申請書 ② 住民票の写し（<u>本籍地及び世帯全員の記載があるもの</u>） ③ 個人情報の取扱いに関する同意書</p> <p>④ 養成施設の合格証明書（写） ※入学前に入学準備金の交付を希望する場合 ⑤ 離職証明書 ※入学時に45歳以上で離職後2年以内の場合 ⑥ 生活保護が廃止されたことわかる証明書（借受申請者） ※ただし、入学前に申請する場合は「福祉事務所の意見書」および「生活保護受給証明書」を提出し、入学後に生活保護の廃止されたことわかる証明書を提出すること ⑦ 生活保護に準ずる世帯である証明書（保護者等全員）</p> <p>⑧ 養成施設推薦書兼在学証明書 ※入学後に養成施設から本会に直接提出 ※枠内は該当者のみ ※⑥⑦は生活費加算の申請を希望する場合 (詳細は18項参照)</p> <p>【連帯保証人関係書類】</p> <p>⑨ 住民票の写し（<u>本籍地の記載があるもの</u>） ※借受申請者と同一世帯で②に記載がある場合省略可</p> <p>⑩ 収入及び課税状況が確認できる書類</p> <p>◆住民票の写しに関する留意点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民票コードは記載不要です。また、個人番号（マイナンバー）が記載されている場合は、受理できませんのでご注意ください。 ・外国籍の人は「国籍・地域」「中長期在留者・特別永住者等の区分」「在留カード等の番号」「在留資格・在留期間等・在留期間等満了日」の記載のあるものを提出してください。
5 申請期限	<p>入学前に入学準備金の交付を希望する場合 毎年度1月中旬 その他の場合 毎年度5月中旬</p> <p>※県外の養成施設の学生については、申請締切り後、貸付枠がある場合、6月頃から募集開始します。</p>

項目	内容										
6 資金交付	<p>1. 必要書類 ※送金先は借受人が指定する本人名義の口座とします。 貸付決定した場合、次の①から④の書類提出が必要です。</p> <p>① 借用書</p> <p>② 借受人及び連帯保証人（法人保証を除く）、法定代理人の本人確認書類 ア. 顔写真付きの証明書で、運転免許証、マイナンバーカード（個人番号通知書は不可）、パスポート、在留カード、特別永住者証明書のうちどれか1つの写し イ. アの書類がない場合は、健康保険証及び学生証の写し（申請時に在籍している高校または養成施設の学生証であること） ウ. ア、イのいずれの書類もない場合は、「印鑑登録証明書」を提出し、借用書に登録印（実印）を押印すること</p> <p>③ 口座振込依頼書</p> <p>④ 口座振込先（借受人名義）が確認できる通帳（表紙の次頁部分）の写し ※法人保証の場合、借用書に記名押印してください。 ※本人確認書類は、有効期限内であることが必要です。 ※氏名及び現住所が記載された面の写しを提出してください。また、裏面に住所が記載されている場合は、両面の写しを提出してください。</p> <p>2. 資金交付時期 貸付決定後、必要書類の提出および入学確認（養成施設推薦書の確認）をもって資金交付します。</p> <table border="1" data-bbox="280 920 1442 1211"> <thead> <tr> <th>資金種類</th> <th>交付時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 入学準備金 ※・学費・生活費加算【初回】</td> <td>入学前に貸付決定：4月下旬～5月下旬頃 入学後に貸付決定：必要書類受理後、約1か月後</td> </tr> <tr> <td>② 学費・生活費加算【2回目以降】</td> <td>3か月分ずつその3か月の最初の月の下旬に交付 (4月、7月、10月、1月)</td> </tr> <tr> <td>③ 就職準備金</td> <td>最終回の貸付け時</td> </tr> <tr> <td>④ 国家試験受験対策費用</td> <td>最終年次の4月</td> </tr> </tbody> </table> <p>【※入学前に入学準備金の貸付を希望する場合】 入学準備金に限り、希望により入学前に貸し付けることができます。 貸付決定後、上記の必要書類を提出した約1か月後に資金を交付します。 ただし、1月中旬までに借入申請し、2月末日までに上記の必要書類が本会に提出されていることを条件とします。（本会必着） ※広島県内の養成施設の学生を優先するため、県外の養成施設の学生についてはこの限りではありません。</p>	資金種類	交付時期	① 入学準備金 ※・学費・生活費加算【初回】	入学前に貸付決定：4月下旬～5月下旬頃 入学後に貸付決定：必要書類受理後、約1か月後	② 学費・生活費加算【2回目以降】	3か月分ずつその3か月の最初の月の下旬に交付 (4月、7月、10月、1月)	③ 就職準備金	最終回の貸付け時	④ 国家試験受験対策費用	最終年次の4月
資金種類	交付時期										
① 入学準備金 ※・学費・生活費加算【初回】	入学前に貸付決定：4月下旬～5月下旬頃 入学後に貸付決定：必要書類受理後、約1か月後										
② 学費・生活費加算【2回目以降】	3か月分ずつその3か月の最初の月の下旬に交付 (4月、7月、10月、1月)										
③ 就職準備金	最終回の貸付け時										
④ 国家試験受験対策費用	最終年次の4月										
7 利子	無利子										
8 連帯保証人	<p>連帯保証人が1名必要です。</p> <p>【連帯保証人の要件】 *原則、次のいずれにも該当する者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広島県内に居住地住民登録している者 ※ただし、3親等以内の親族は県外在住の者も可 ・日本国籍を有する者又は外国籍で在留資格が永住者等の者 (外国人留学生については、特例として法人による連帯保証も可) ※詳細は20項参照 ・行為能力者であり債務を弁済する資力を有する者 ・貸付決定者（借受人）と連帯して債務（延滞利子含む）を返還する意思がある者 <p>※原則、申請者が未成年者である場合は、連帯保証人は法定代理人としてください。ただし、上記の要件を満たさない場合は、他の連帯保証人を設定してください。 ※要件を満たす連帯保証人の設定が難しい場合は本会までご相談ください。 ※審査により、連帯保証人として適当と認められない場合があります。</p>										

項目	内容
9 貸付契約解除	<p>借受人が資金貸付けの目的を達成する見込みがなくなったと認められるに至ったとき（①～⑥のいずれかに該当する場合）、または借受人から解除の申し出があったときは、貸付契約を解除します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 退学したとき ② 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなったと認められるとき ③ 学業成績が著しく不良になったと認められるとき ④ 死亡したとき ⑤ 貸付後、申請内容に虚偽が判明したとき ⑥ その他貸付事業の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき
10 介護福祉士国家試験	<p>平成 29 年度～令和 8 年度に介護福祉士養成施設を卒業する修学生については、国家試験の受験を任意とします。ただし、国家試験受験対策費用の貸付を受ける場合は、卒業年次の国家試験の受験は必須とします。</p>
11 社会福祉士国家試験	<p>災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により国家試験を受験できなかった場合又は国家試験に合格できなかった場合であって、会長が本人の申請に基づき次年度の国家試験を受験し、合格する意思があると認めた場合、国家試験を連続して 3 回まで受験することができるものとします。</p>

項目	内容						
12 当然免除	<p>次の①から③までの要件をすべて満たすとき、または④に該当するときは、貸付額に係る返還の債務を免除します。</p> <p>① 養成施設を卒業した日から1年以内に介護福祉士または社会福祉士の登録を行う</p> <p>② 広島県内等において、返還免除対象業務に従事している</p> <p>③ 介護福祉士または社会福祉士の登録日と当該返還免除対象業務に従事した日のいずれか遅い日の属する月以降、5年の間（以下、「返還免除対象期間」という）、引き続きこれらの業務に従事したとき</p> <p>④ 返還免除対象業務に従事中、業務上の事由により死亡し、または心身の故障により業務に従事できなくなったとき</p> <p>※ 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により国家試験を受験できなかった場合または国家試験に合格できなかった場合であって、会長が本人の申請に基づき次年度の国家試験を受験し、合格する意思があると認められた場合は、「卒業した日」を「国家試験に合格した日」と読み替えることができます。</p> <p>※ 過疎地域、離島および中山間地域従事者（下表）及び中高年離職者（入学時に45歳以上、かつ離職して2年以内）は返還免除対象期間を3年間とします。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>過疎地域</p> <p>【全域】</p> <p>府中市、三次市、庄原市、安芸高田市、江田島市、安芸太田町、北広島町、大崎上島町、世羅町、神石高原町</p> <p>【一部】</p> <p>呉市（音戸、倉橋、下蒲刈、蒲刈、安浦、川尻、豊浜、豊）、三原市（大和、久井）、尾道市（因島、御調、瀬戸田、向島）、廿日市市（佐伯、吉和、宮島）</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>離島・中山間地域</p> <p>【全域】</p> <p>府中市、三次市、庄原市、安芸高田市、江田島市、安芸太田町、北広島町、大崎上島町、世羅町、神石高原町</p> <p>【一部】</p> <p>広島市（似島、沼田町（阿戸、吉山）、伴北7丁目、安佐町（久地、小河内、くすの木台）、大林1～4丁目、大林町、白木町（井原を除く）、狩留家町、小河原町、上深川町、阿戸町、五日市町（上河内、下河内、上小深川、下小深川、藤の木）、藤の木1丁目、藤の木2～4丁目、河内南1・2丁目）、湯来町、杉並台）、呉市（音戸、倉橋、下蒲刈、蒲刈、安浦、川尻、豊浜、豊、情島）、竹原市（仁賀、田万里）、三原市（佐木島、小佐木島、大和、久井）、尾道市（百島、加島、因島、御調、瀬戸田、向島）、福山市（走島、宇治島、内海）、大竹市（栗谷、阿多田島、猪子島）、東広島市（福富、豊栄、河内）、廿日市市（佐伯、吉和、宮島）</p> </div> <p>※ 返還免除対象業務は次の条件を満たしている必要があります</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">返還免除対象期間</th> <th>条 件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">5年</td> <td>在職期間が通算1,825日以上であり、かつ、業務に従事した期間が900日以上であること</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3年</td> <td>在職期間が通算1,095日以上であり、かつ、業務に従事した期間が540日以上であること</td> </tr> </tbody> </table>	返還免除対象期間	条 件	5年	在職期間が通算1,825日以上であり、かつ、業務に従事した期間が900日以上であること	3年	在職期間が通算1,095日以上であり、かつ、業務に従事した期間が540日以上であること
返還免除対象期間	条 件						
5年	在職期間が通算1,825日以上であり、かつ、業務に従事した期間が900日以上であること						
3年	在職期間が通算1,095日以上であり、かつ、業務に従事した期間が540日以上であること						

項目	内容
13 返還	<p>次の①から⑤までのいずれかに該当する場合は、原則として、当該事由の生じた日の翌月から、本会が定める金額を一括または月賦の均等払い（返還期間は貸付を受けた期間の2倍の月数以内）に返還しなければなりません。</p> <p>また、退学、著しい成績不良、虚偽申請により、貸付契約の解除に至ったときは一括返還しなければなりません。</p> <p>① 貸付契約が解除されたとき</p> <p>② 養成施設を卒業した日から1年以内に介護福祉士もしくは社会福祉士として登録せず、または広島県内等において返還免除対象業務に従事しなかったとき</p> <p>③ 広島県内等において返還免除対象業務に従事する意思がなくなったとき</p> <p>④ 業務外の事由により死亡し、または心身の故障により業務に従事できなくなったとき</p> <p>⑤ その他本会が求める報告・届出等に応じない等、借受人等債務関係者としての責務を遵守しないとき</p>
14 延滞利子	<p>返還すべき額につき、貸付決定時の所定の割合で計算した延滞利子を徴収するものとします。</p> <p>なお、令和2年4月以降に貸付決定した者は、返還すべき額につき年3パーセントの割合で算定した額とします。</p> <p>※正当な理由がなく、貸付額を返還しなければならない日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じて算定を行います。</p>
15 返還猶予	<p>次の①から④のいずれかの要件に該当する事由が継続する期間、(③④については履行期間の到来していない) 貸付額に係る返還債務の履行を猶予します。</p> <p>① 貸付契約を解除された後も引き続き貸付決定時に在学していた養成施設に在学しているとき</p> <p>② 貸付決定時に在学していた養成施設を卒業後、引き続き、養成施設において修学しているとき</p> <p>③ 広島県内等において返還免除対象業務の業務に従事しているとき</p> <p>④ 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき</p> <p>【返還免除対象業務に従事（返還猶予）中に離職した場合の取扱いについて】</p> <p>返還免除対象業務従事中に離職した場合、離職日の翌月末までに返還免除対象業務に再就職した場合は、継続して従事しているものとみなします。</p> <p>離職日の翌月末までに返還免除対象業務に再就職できなかった場合、求職活動を行っている期間は、離職日から3か月ごとに、毎月の就職活動の状況報告を行うことで、最長1年間の返還猶予を認める場合があります。</p>

項目	内容							
<p>16 裁量免除</p>	<p>次の①から③の区分に応じて返還の債務額を免除します。</p> <table border="1" data-bbox="308 219 1385 600"> <thead> <tr> <th data-bbox="308 219 951 264">区分</th> <th data-bbox="951 219 1385 264">免除規定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="308 264 951 349">①死亡し、または障害により貸付金を返還することができなくなったとき</td> <td data-bbox="951 264 1385 600" rowspan="2">返還の債務額の全部または一部</td> </tr> <tr> <td data-bbox="308 349 951 515">②長期間所在不明となっている場合等、貸付額を返還させることが困難であると認められる場合であって、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から5年経過したとき</td> </tr> <tr> <td data-bbox="308 515 951 600">③広島県内等において本事業による貸付けを受けた期間以上、返還免除対象業務に従事したとき</td> <td data-bbox="951 515 1385 600">返還の債務額の全部または一部</td> </tr> </tbody> </table> <p>※①～③いずれも既に返還を受けた金額を除きます。 ※①～②については、相続人または連帯保証人からの返還が困難な場合等真にやむを得ない場合に限り ります。 ※③については、本人の責による免職や特別な事情がない恣意的な退職者には適用しません。 ※裁量免除の額は、広島県内等において返還免除対象業務に従事した月数を、貸付けを受けた月数（この期間が24に満たないときは24とする）の2分の5[*]に相当する月数で除して得た数値（この数値が1を超えるときは、1とする）を返還の債務の額に乗じて得た額とします。</p> <div data-bbox="308 954 1445 1158" style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> $\text{③の免除額} = \text{返還債務額} \times \frac{\text{従事期間（月）}}{\text{貸付期間（24に満たない場合は24）（月）} \times 2.5^{\ast}}$ </div> <p>* 過疎地域従事者及び中高年離職者は2分の3（1.5）となります。</p>	区分	免除規定	①死亡し、または障害により貸付金を返還することができなくなったとき	返還の債務額の全部または一部	②長期間所在不明となっている場合等、貸付額を返還させることが困難であると認められる場合であって、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から5年経過したとき	③広島県内等において本事業による貸付けを受けた期間以上、返還免除対象業務に従事したとき	返還の債務額の全部または一部
区分	免除規定							
①死亡し、または障害により貸付金を返還することができなくなったとき	返還の債務額の全部または一部							
②長期間所在不明となっている場合等、貸付額を返還させることが困難であると認められる場合であって、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から5年経過したとき								
③広島県内等において本事業による貸付けを受けた期間以上、返還免除対象業務に従事したとき	返還の債務額の全部または一部							
<p>17 資格取得に関する特記事項</p>	<p>【平成29年度以降の介護福祉士国家資格取得に関する取り扱いについて】 平成29年度から令和8年度までの介護福祉士養成施設卒業者については、卒業から5年間介護福祉士資格が付与されます。また、次のいずれかを満たすことで、その後も引き続き介護福祉士資格を保持することができます。</p> <p>A 卒業後5年以内に国家資格に合格すること B 原則卒業後5年間連続して実務に従事すること</p> <p>※AとBのいずれも満たせなかった場合は、介護福祉士国家試験の受験資格は有しており、国家試験に合格することにより、介護福祉士資格を取得することができます。</p> <p>令和9年度以降の介護福祉士養成施設卒業者については、国家試験に合格することが介護福祉士取得の要件となります。</p> <p>【返還免除に関する留意点】 卒業後5年間連続して実務に従事できず、介護福祉士資格を保持できなかった場合の取り扱いについては現時点で未定であり、国の方針が確定次第、改めて取り扱いを定めることとします。</p>							

項目	内容																									
18 生活費加算の貸付要件	<p>次のいずれかの世帯が生活費加算の対象となります。</p> <p>(1) 生活保護を受給していたが、修学にあたり借受申請者に対する支給が廃止された世帯 (2) 生活保護受給世帯に準ずる経済状況にある世帯 ※広島県内に住民票がある者として</p> <p>(1) 修学にあたり貸付申請者に対する生活保護支給が廃止された世帯 借受申請者に対して生活保護の支給が廃止されていることがわかる書類（福祉事務所長が発行する保護変更決定通知書（写）等）を提出してください。 ※生活費加算と生活保護の支給を同時に受けることはできません。 ※ただし、入学前に申請を希望する場合で、借受申請者の生活保護が廃止されていない場合は、「福祉事務所の意見書」および「生活保護受給証明書」を提出し、入学後に改めて生活保護の廃止されたことわかる証明書を提出してください。</p> <p>(2) 生活保護受給世帯に準ずる経済状況にある世帯について 貸付申請日の属する年度又は前年度において、次のいずれかの措置を受けている場合とし、保護者等全員の該当する提出書類の確認をもって、該当世帯として認めます。</p> <table border="1" data-bbox="279 840 1428 1377"> <thead> <tr> <th></th> <th>措 置</th> <th>確認書類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>地方税（昭和25年法第226号）第295条第1項に基づく市町村民税の非課税</td> <td>市（区）町長名の課税証明書</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>地方税法第323条に基づく市町村民税の減免</td> <td>市（区）町長名の「市町民税減免決定通知書（写）」</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">③</td> <td rowspan="2">国民年金法（昭和34年法律第141号）第89条又は第90条に基づく国民の掛金の減免</td> <td>【法定免除の場合】 日本年金機構理事長名の「国民年金保険料免除理由該当通知書（写）」</td> </tr> <tr> <td>【申請免除の場合】 日本年金機構理事長名の「国民年金保険料免除・納付猶予申請承認通知書（写）」</td> </tr> <tr> <td>④</td> <td>国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第77条に基づく保険料の減免または徴収の猶予</td> <td>市（区）町長名の「国民健康保険料（税）減免決定通知書（写）」もしくは市（区）町長名の「国民健康保険料（税）徴収猶予承認通知書（写）」</td> </tr> </tbody> </table>		措 置	確認書類	①	地方税（昭和25年法第226号）第295条第1項に基づく市町村民税の非課税	市（区）町長名の課税証明書	②	地方税法第323条に基づく市町村民税の減免	市（区）町長名の「市町民税減免決定通知書（写）」	③	国民年金法（昭和34年法律第141号）第89条又は第90条に基づく国民の掛金の減免	【法定免除の場合】 日本年金機構理事長名の「国民年金保険料免除理由該当通知書（写）」	【申請免除の場合】 日本年金機構理事長名の「国民年金保険料免除・納付猶予申請承認通知書（写）」	④	国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第77条に基づく保険料の減免または徴収の猶予	市（区）町長名の「国民健康保険料（税）減免決定通知書（写）」もしくは市（区）町長名の「国民健康保険料（税）徴収猶予承認通知書（写）」									
	措 置	確認書類																								
①	地方税（昭和25年法第226号）第295条第1項に基づく市町村民税の非課税	市（区）町長名の課税証明書																								
②	地方税法第323条に基づく市町村民税の減免	市（区）町長名の「市町民税減免決定通知書（写）」																								
③	国民年金法（昭和34年法律第141号）第89条又は第90条に基づく国民の掛金の減免	【法定免除の場合】 日本年金機構理事長名の「国民年金保険料免除理由該当通知書（写）」																								
		【申請免除の場合】 日本年金機構理事長名の「国民年金保険料免除・納付猶予申請承認通知書（写）」																								
④	国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第77条に基づく保険料の減免または徴収の猶予	市（区）町長名の「国民健康保険料（税）減免決定通知書（写）」もしくは市（区）町長名の「国民健康保険料（税）徴収猶予承認通知書（写）」																								
19 生活費加算の貸付額	<p>居住地の級地区分により貸付額を決定します。ただし、生活扶助基準の見直しがあった場合、年齢及び居住地が同一の者に係る加算額は、同一年度において同額とします。</p> <table border="1" data-bbox="327 1579 1436 1713"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>1級地－2</th> <th>2級地－2</th> <th>3級地－1</th> <th>3級地－2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>12～19歳</td> <td>40,190円</td> <td>36,400円</td> <td>34,510円</td> <td>32,610円</td> </tr> <tr> <td>20～40歳</td> <td>38,460円</td> <td>34,830円</td> <td>33,020円</td> <td>31,210円</td> </tr> </tbody> </table> <p>【居住地の級地区分】</p> <table border="1" data-bbox="327 1792 1436 2016"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>市 町 名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1級地－2</td> <td>広島市、呉市、福山市、府中町</td> </tr> <tr> <td>2級地－2</td> <td>三原市、尾道市、府中市、大竹市、廿日市市、海田町、坂町</td> </tr> <tr> <td>3級地－1</td> <td>竹原市、三次市、庄原市、東広島市、安芸高田市、江田島市、熊野町</td> </tr> <tr> <td>3級地－2</td> <td>安芸太田町、北広島町、大崎上島町、世羅町、神石高原町</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	1級地－2	2級地－2	3級地－1	3級地－2	12～19歳	40,190円	36,400円	34,510円	32,610円	20～40歳	38,460円	34,830円	33,020円	31,210円	区 分	市 町 名	1級地－2	広島市、呉市、福山市、府中町	2級地－2	三原市、尾道市、府中市、大竹市、廿日市市、海田町、坂町	3級地－1	竹原市、三次市、庄原市、東広島市、安芸高田市、江田島市、熊野町	3級地－2	安芸太田町、北広島町、大崎上島町、世羅町、神石高原町
区 分	1級地－2	2級地－2	3級地－1	3級地－2																						
12～19歳	40,190円	36,400円	34,510円	32,610円																						
20～40歳	38,460円	34,830円	33,020円	31,210円																						
区 分	市 町 名																									
1級地－2	広島市、呉市、福山市、府中町																									
2級地－2	三原市、尾道市、府中市、大竹市、廿日市市、海田町、坂町																									
3級地－1	竹原市、三次市、庄原市、東広島市、安芸高田市、江田島市、熊野町																									
3級地－2	安芸太田町、北広島町、大崎上島町、世羅町、神石高原町																									

項目	内容
20 外国人留学生在が申請する場合の取扱い（特例）	概要 介護福祉士養成課程における 外国人留学生（在留資格：留学）は、専用の借受申請書で申請してください（希望者に個別に配布します）。特例として、外国人留学生に限り法人による連帯保証も可とします。※以下点線囲み部分
	貸付申請及び貸付決定 次の申請書類（個人の連帯保証：①～⑦ 法人の連帯保証：①～⑤、⑧～⑫）に申請書類送付票を添えて提出後、審査し、貸付の可否を決定します。本会が書類一式を受理後、約1か月後に結果を書面で通知します。 【基本書類】 ① 借受申請書 ② 住民票の写し（世帯全員の記載があるもの） ③ 個人情報取扱いに関する同意書 ④ 介護福祉士養成施設の合格証明書（写） ※入学前に入学準備金の交付を希望する場合 ⑤ 養成施設推薦書兼在学証明書 ※入学後に養成施設から本会に直接提出 【連帯保証人（個人）関係書類】 ⑥ 住民票の写し（本籍地の記載があるもの） ⑦ 収入及び課税状況が確認できる書類 【連帯保証人（法人）関係書類】 ⑧ 法人の登記事項証明書 ⑨ 決算書（前年度を含め3か年分） ⑩ 法人の議決機関が連帯保証の意思決定を行ったことがわかる記録（評議員会や取締役会の議事録等） ⑪ 法人の納税証明書（その3） ※社会福祉法人で収益事業をしていない場合は省略可 ⑫ 法人情報等の取扱いに関する同意書 ◆住民票の写しに関する留意点 ・住民票コードは記載不要です。個人番号（マイナンバー）が記載されている場合、受理できませんのでご注意ください。 ・「国籍・地域」「中長期在留者・特別永住者等の区分」「在留カード等の番号」「在留資格・在留期間等・在留期間等満了日」の記載がある住民票の写しを提出してください。 ◆書類記入にあたっての注意点 ・署名・押印等は各種証明書類の記載に基づいて行ってください。 ・その他必要書類の記入は原則日本語としますが、難しい場合は本会まで相談してください。
	連帯保証人 連帯保証人（個人又は法人）が1名（法人）必要です。 【連帯保証人（個人）の要件】 *原則、次のいずれにも該当する者 ・広島県内に居住し住民登録している者 ※ただし、3親等以内の親族は県外在住の者も可 ・日本国籍を有する者又は外国籍で在留資格が永住者等の者 ・行為能力者であり債務を弁済する資力を有する者 ・貸付決定者（借受人）と連帯して債務（延滞利子含む）を返還する意思がある者 【連帯保証人（法人）の要件】 *原則、次のいずれにも該当する法人 ・登記されている法人であること ・法人の議決機関が連帯保証の意思決定を行っていること ・貸付決定者（借受人）と連帯して債務（延滞利子含む）を返還する意思があること ・債務を弁済する資力を有すること ※各法人に係る関係法令や監督官庁からの通知に基づき、適切に手続きを行ってください。 ※要件を満たす連帯保証人の設定が難しい場合は本会までご相談ください。 ※審査により、連帯保証人として適当と認められない場合があります。

※上記以外の取扱いは通常と同様とします。

(附 則)

この取扱要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

平成 30 年 10 月 3 日	一部改正施行
平成 31 年 1 月 23 日	一部改正施行
令和元年 11 月 8 日	一部改正施行
令和 2 年 6 月 15 日	一部改正 同 6 月 15 日施行
令和 3 年 9 月 3 日	一部改正 同 9 月 3 日施行
令和 4 年 10 月 21 日	一部改正 同 10 月 21 日施行
令和 5 年 5 月 16 日	一部改正 同 4 月 1 日施行